

## ひょうごユースケアネット推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)(以下「推進法」という。)第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会として、ひょうごユースケアネット推進会議(以下「推進会議」という。)を設置し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の関係機関(以下「関係機関等」という。)が連携することにより、総合的な子ども・若者育成支援の取り組みを進める。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関すること
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する調査・研究、研修、広報・啓発に関すること
- (4) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる関係機関等によって組織する。

### (座長)

第4条 推進会議に座長をおく。

- 2 座長は、関係機関等の代表者の中から互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する関係機関等の代表者がその職務を代理する。

### (子ども・若者支援調整機関)

第5条 推進法第21条第1項の子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として、兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課を指定する。

- 2 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 会議の運営に関すること
  - (2) 関係機関等の連絡調整に関すること
  - (3) その他推進会議の事務に関すること

### (子ども・若者指定支援機関)

第6条 推進法第22条第1項の子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として、公益財団法人兵庫県青少年本部を指定する。

- 2 指定支援機関の業務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 支援に関する実践的・専門的な情報提供に関すること

- (2) 相談、調査・研究、研修の主導的役割に関すること
- (3) その他、推進会議の支援に関すること

#### (会議)

第7条 推進会議に代表者会議、実務者会議をおく。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、推進会議の基本的な運営方針について協議する。
- 3 実務者会議は、関係機関等の担当者から構成し、推進会議の目的を達成するために必要な具体的な事項について協議する。

#### (会議の開催)

第8条 代表者会議及び実務者会議は、座長が招集する。

- 2 推進会議は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。この場合において、推進会議は、個人情報保護に配慮しなければならない。

#### (秘密保持義務)

第9条 推進会議の事務に従事する者又は推進会議の事務に従事していた者は、正当な理由なく、推進会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年7月8日から施行する。
- 2 この要綱は、平成14年4月19日から施行する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成22年4月28日から施行する。
- 5 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### (招集の特例)

- 7 この要綱の施行の日以後最初に開かれる代表者会議は、第8条の規定に関わらず企画県民部女性青少年局青少年課長が招集する。

別表（第3条関係）

【関係機関等】

分野	機関名
教育	県立但馬やまびこの郷
	心の教育総合センター
	県立神出学園
	県立山の学校
	県立学校長協会
	県中学校長会
	県小学校長会
福祉	県中央こども家庭センター
	神戸市こども家庭センター
	県立こどもの館
	県立清水が丘学園
	県立明石学園
	兵庫県民生委員児童委員連合会
	(社福) あかりの家 (ひょうご発達障害者支援センター・クローバー)
	兵庫県下福祉関係事務所長連絡協議会
保健医療	県立こども病院
	精神保健福祉センター
	県立ひょうごこころの医療センター
	県保健所長会
矯正・更生保護	兵庫県警察本部生活安全部少年課
	神戸保護観察所
	神戸少年鑑別所
	兵庫県青少年補導センター連絡協議会
雇用	兵庫労働局
	兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課 (ニート就労支援ネットワーク会議事務局)
相談	兵庫県民総合相談センター
研究	兵庫県こころのケアセンター
	県立男女共同参画センター
NPO	(社福) 兵庫県社会福祉協議会 ひょうごボランタリープラザ
支援団体	ほっとねっと兵庫
子ども・若者支援調整機関	兵庫県企画県民部青少年課
子ども・若者指定支援機関	公益財団法人兵庫県青少年本部 (県立神出学園・県立山の学校)